

愛知県都市職員共済組合定款

○ 愛知県都市職員共済組合定款

変更

昭和 38 年 4 月 1 日公告第 4 号
昭和 38 年 5 月 17 日公告第 8 号
昭和 39 年 2 月 12 日公告第 2 号
昭和 39 年 7 月 25 日公告第 8 号
昭和 39 年 9 月 21 日公告第 9 号
昭和 40 年 7 月 20 日公告第 4 号
昭和 41 年 5 月 9 日公告第 4 号
昭和 41 年 5 月 20 日公告第 7 号
昭和 41 年 11 月 24 日公告第 10 号
昭和 42 年 5 月 29 日公告第 7 号
昭和 43 年 3 月 8 日公告第 3 号
昭和 43 年 7 月 25 日公告第 8 号
昭和 43 年 9 月 16 日公告第 9 号
昭和 44 年 1 月 28 日公告第 1 号
昭和 44 年 3 月 5 日公告第 3 号
昭和 45 年 2 月 10 日公告第 2 号
昭和 46 年 2 月 25 日公告第 6 号
昭和 46 年 5 月 6 日公告第 8 号
昭和 46 年 8 月 31 日公告第 14 号
昭和 48 年 3 月 10 日公告第 2 号
昭和 49 年 4 月 30 日公告第 4 号
昭和 51 年 7 月 26 日公告第 6 号
昭和 51 年 12 月 6 日公告第 12 号
昭和 53 年 5 月 18 日公告第 3 号
昭和 54 年 3 月 7 日公告第 3 号
昭和 55 年 3 月 7 日公告第 4 号
昭和 55 年 7 月 17 日公告第 14 号
昭和 55 年 8 月 30 日公告第 15 号
昭和 59 年 3 月 6 日公告第 3 号
昭和 59 年 6 月 7 日公告第 9 号
昭和 60 年 3 月 4 日公告第 2 号
昭和 61 年 6 月 9 日公告第 8 号
昭和 63 年 6 月 10 日公告第 7 号
平成 2 年 3 月 8 日公告第 6 号
平成 3 年 4 月 1 日公告第 7 号
平成 5 年 10 月 1 日公告第 9 号
平成 7 年 4 月 1 日公告第 5 号
平成 8 年 2 月 29 日公告第 4 号
平成 9 年 2 月 27 日公告第 2 号
平成 10 年 3 月 31 日公告第 2 号

(昭和 37 年 12 月 1 日)
(昭和 37 年公告第 1 号)
平成 10 年 5 月 27 日公告第 6 号
平成 11 年 2 月 23 日公告第 2 号
平成 12 年 2 月 29 日公告第 4 号
平成 12 年 5 月 23 日公告第 8 号
平成 12 年 7 月 3 日公告第 12 号
平成 13 年 3 月 1 日公告第 2 号
平成 14 年 2 月 26 日公告第 2 号
平成 14 年 8 月 21 日公告第 13 号
平成 15 年 2 月 27 日公告第 4 号
平成 16 年 3 月 5 日公告第 2 号
平成 17 年 2 月 25 日公告第 2 号
平成 17 年 4 月 15 日公告第 3 号
平成 17 年 2 月 28 日公告第 2 号
平成 18 年 4 月 14 日公告第 5 号
平成 19 年 2 月 28 日公告第 2 号
平成 20 年 2 月 29 日公告第 11 号
平成 20 年 12 月 10 日公告第 25 号
平成 21 年 3 月 2 日公告第 2 号
平成 21 年 11 月 4 日公告第 7 号
平成 22 年 1 月 22 日公告第 1 号
平成 22 年 3 月 1 日公告第 4 号
平成 22 年 3 月 31 日公告第 6 号
平成 23 年 3 月 1 日公告第 3 号
平成 24 年 3 月 1 日公告第 5 号
平成 25 年 2 月 28 日公告第 5 号
平成 26 年 2 月 20 日公告第 3 号
平成 27 年 2 月 27 日公告第 3 号
平成 27 年 9 月 30 日公告第 12 号
平成 28 年 2 月 29 日公告第 4 号
平成 28 年 6 月 30 日公告第 10 号
平成 29 年 2 月 28 日公告第 4 号
平成 29 年 12 月 18 日公告第 12 号
平成 30 年 2 月 28 日公告第 3 号
平成 30 年 6 月 28 日公告第 10 号
平成 31 年 2 月 25 日公告第 2 号
令和 2 年 2 月 14 日公告第 2 号
令和 3 年 2 月 25 日公告第 2 号
令和 4 年 2 月 28 日公告第 2 号
令和 5 年 2 月 24 日公告第 2 号
令和 6 年 2 月 28 日公告第 2 号

第 1 章 総則

(設立の根拠及び名称)

第 1 条 この組合は、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）に基づいて組織し、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）という。

(昭 39 公告 9・一部改正)

(目的)

第 2 条 組合は、組合員及びその遺族の相互救済の事業を行い、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 組合の事務所は、名古屋市中区三の丸二丁目3番2号に置く。

(昭43公告2・一部改正)

(所属所及び所属所長)

第4条 組合の所属機関(以下「所属所」という。)は、愛知県都市職員共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)で定めるところにより理事長が定める。

- 2 所属所に所属所長を置き、理事長が定める職にある者をもって充てる。
- 3 所属所長は、理事長の命を受け、所属所の事務を執行する。

(平15公告4・一部改正)

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、組合公報に掲載して行う。

- 2 前項に定めるもののほか、決算に関する事項については、愛知県公報に掲載して行う。

(平12公告12・一部改正)

第2章 組合会

(組合会の名称)

第6条 法第6条の規定に基づき組合に置く組合会は、愛知県都市職員共済組合組合会(以下「組合会」という。)という。

(議員の定数)

第7条 組合会の議員(以下「議員」という。)の定数は、20人とする。

(議員の任期)

第8条 関係市の長が協議して定める市長が任命する議員(以下「任命議員」という。)の任期は、当該任命の日から起算する。

- 2 組合員が選挙する議員(以下「互選議員」という。)の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、選挙の日から起算する。

(昭41公告10・全部改正)

(選挙区)

第9条 互選議員は、各選挙区において選挙する。

- 2 互選議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

	選挙区	議員の数
第1区	豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 碧南市 豊田市 衣浦衛生組合 半田常滑看護専門学校管理組合 東三河広域連合 組合	5
第2区	岡崎市 瀬戸市 春日井市 津島市 刈谷市 安城市 公立陶生病院組合 海部地区環境事務組合 尾張東部衛生組合	5

	刈谷知立環境組合 瀬戸旭看護専門学校組合 尾張東部火葬場管理組合 春日井小牧看護専門学校管理組合 衣浦東部広域連合	
--	---	--

(平27公告3・一部改正)

3 前項の規定の適用については、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときに市（組合、一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人及び職員引継一般地方独立行政法人を含む。以下同じ。）に所属する職員である組合員とみなす。

(昭38公告8、昭39公告2、昭39公告5、昭41公告4、昭41公告7、昭41公告10、昭42公告4、昭43公告8、昭43公告9、昭44公告1、昭44公告3、昭45公告2、昭46公告6、昭46公告8、昭48公告2、昭49公告4、昭51公告12、昭53公告3、昭55公告15、昭61公告2、昭63公告7、平2公告6、平3公告7、平5公告9、平10公告2、平12公告4、平14公告13、平17公告2、平17公告3、平18公告5、平20公告11、平21年公告7、平22年公告1・一部改正)

(選挙長)

第10条 各選挙区ごとに、選挙長を置く。

2 選挙長は、理事長が委嘱する。

3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

(選挙の期日等の公告)

第11条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前7日までに公告しなければならない。

第12条 削除

(互選議員の選挙)

第13条 互選議員の選挙は、代議員の互選によって行う。

2 組合員は、その所属する市(一部事務組合、広域連合及び組合を含む。以下同じ。)ごとに、第11条に規定する公告のあった日から選挙の期日前3日までに、組合員500人ごとに1人(組合員の数が500人に満たない市にあっては1人)の代議員を互選しなければならない。

3 前項の規定により代議員が互選されたときは、組合員の代表者は、その氏名を選挙長に届け出なければならない。

4 第2項の規定により互選すべき代議員の数の基準となるべき組合員の数は、第11条に規定する公告のあった日における当該市の組合員の数によるものとする。

5 組合員の代表者は、前項の組合員の数及び代議員の数を選挙の期日前4日までに、選挙長に届け出なければならない。

(昭41公告10・平14公告13・一部改正)

(選挙の方法)

第14条 前条に規定する選挙は、投票によって行う。ただし、同条第1項の規定による互選にあっては代議員、同条第2項の規定による互選にあっては組合員(次条第3項においてこれらの者を「有権者」という。)の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

(昭41公告10・一部改正)

(当選人)

第15条 投票によって選挙を行う場合にあっては、各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 前項の規定により当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

3 指名推せんによって選挙を行う場合においては、選挙の場所に集まった有権者の3分の2以上の者に異議がないときは、被指名人をもって当選人とする。

(当選人の報告等)

第16条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属市名を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、当選人の氏名及び所属市名を公告しなければならない。

(任期満了による選挙)

第17条 互選議員の任期満了による選挙は、当該議員の任期満了の日前30日以内に行う。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後10日以内に行うことができる。

(昭41公告10、平24公告5・一部改正)

(再選挙)

第18条 当選人がないとき、又は、当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、当該選挙の日から20日以内に再選挙を行う。

(平21公告7・一部改正)

(補欠選挙)

第19条 互選議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から20日以内に補欠選挙を行う。

(昭41公告10・一部改正)

(選挙の実施について必要な事項)

第20条 この定款に規定するものを除くほか、互選議員の選挙の実施について必要な細目は、理事長が定める。

(昭41公告10・一部改正)

(代理による表決)

第21条 議員は、病気その他やむを得ない理由により組合会に出席することができないときは、任命議員にあっては他の任命議員を、互選議員にあっては他の互選議員をそれぞれ代理人として議決権又は選挙権を行うことができる。

2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に議長に提出しなければならない。

(昭41公告10、平21公告7・一部改正)

(会議規則)

第22条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第23条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所(当該場所に存しない議員が組合会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
- (2) 議員の定数
- (3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数

(平21公告7・一部改正、令3公告2・一部改正)

(組合会の傍聴)

第24条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があったときはこの限りではない。

(議員の旅費)

第25条 議員は、その職務を行うために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

- 2 前項の旅費の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 理事の定数は10人とする。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選挙の日(次条第2項の規定による選挙が行われた場合の互選議員のうちから選挙する理事にあっては、第17条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日)から起算する。

(平24公告5・一部改正)

(役員選挙)

第28条 理事の任期満了(議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)による選挙は、任命議員のうちから選挙する理事にあっては前任の理事の任期満了の日の翌日(当該任命が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは、当該任命の日)から、互選議員のうちから選挙する理事にあっては第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から、それぞれ10日以内に行う。

- 2 前項の規定による互選議員のうちから選挙する理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第17条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日に生じるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、互選議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了

の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。

- 4 理事に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。
- 5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。
- 6 第1項及び第3項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。
- 7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、任命議員のうちから選挙する理事の任期の初日又は第17条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日のどちらか遅い日に生じるものとする。
- 8 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。
ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の前日に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われた場合の互選議員のうちから選挙する理事にあっては、第17条本文の規定により選挙された互選議員の任期の初日）」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。
- 9 監事に欠員を生じたときは、その後招集された最初の組合会において、補欠選挙を行わなければならない。
- 10 前各項に規定するものを除くほか、役員の実施について必要な細目は、理事長が定める。

（昭41公告10、昭48公告2、平24公告5・一部改正）

（監事の報酬）

第29条 学識経験を有する者の中から選挙された監事には、報酬を支給する。

- 2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

（役員の旅費）

第30条 第25条の規定は、役員について準用する。

（事務局及び職員）

第31条 組合に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局長は、理事長の命を受け組合の事務をつかさどり、その他の職員は、上司の指揮を受け組合の事務に従事する。
- 4 事務局長その他の職員について必要な事項は、理事長が定める。

第4章 組合員

（組合員の範囲）

第32条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。

- (1) 別表に掲げる市の職員（法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、法第3条第1項第2号に規定する職員を除く。）
- (2) 法第140条第1項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして同条（第3項を除く。）の規定を適用するものとされた者
- (3) 法第141条第1項に規定する組合役職員
- (4) 法第141条の2の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員
- (5) 法第141条の3の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員
- (6) 法第141条の4の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員
- (7) 法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者
（昭55公告4・全部改正、昭59公告9、昭60公告2、昭61公告8、平10公告2、平14公告2、平16公告2、平20公告25、平21公告7、平22公告6、平27公告12・一部改正）

（組合員の種別）

第33条 組合員は、一般組合員、短期組合員、市長組合員、特定消防組合員、長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市長長期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

- 2 一般組合員は、次項から第10項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
- 3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。
- 4 市長組合員は、市長である組合員（第8項に規定する市長長期組合員を除く。）とする。
- 5 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。
- 6 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等（法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）である組合員（次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。）とする。
- 7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。
- 8 市長長期組合員は、市長である長期組合員とする。
- 9 継続長期組合員は、前条第2号に掲げる組合員とする。
- 10 任意継続組合員は、前条第7号に掲げる組合員とする。

（昭55公告4、昭55公告14、昭59公告9、昭60公告2、昭61公告8、平7公告5、平11公告2、平12公告8、平14公告2、平16公告2、平21公告7、平22公告6、平24公告5、平27公告12、令4公告2・一部改正）

第5章 給付

（短期給付）

第33条の2 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市長長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。

（平7公告5・追加、平12公告8、平21公告7、平27公告12、令4公告2・一部改正）

（附加給付）

第33条の3 組合が法第54条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。

- (1) 家族療養費附加金
- (2) 家族訪問看護療養費附加金
- (3) 出産費附加金
- (4) 家族出産費附加金
- (5) 埋葬料附加金
- (6) 家族埋葬料附加金

2 附加給付の支給手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

（平21公告7・追加、平25公告5・一部改正）

（家族療養費附加金）

第33条の4 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合において、当該家族療養費に係る療養（法第56条第2項第1号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第2号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が1件につき25,000円（地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号又は第3号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、100,000円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円）以上のもの（以下この

項において「家族高額療養負担額」という。)が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額(以下この項において「家族特定合算対象額」という。)が25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に25,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を加えた額を控除して得た額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。

3 前2項の規定する家族療養費附加金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。

4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費、生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の医療扶助若しくは健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第98条各号に掲げる医療に関する給付又は地方公共団体の条例若しくは地方公共団体の長の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。

5 1件の家族療養費又は高額療養費の請求が2月以上の療養に及ぶ場合の第1項、第2項及び前項の規定の適用については、各月分を1件とみなす。

(平21公告7・追加、平22公告6、平25公告5、平27公告3、平30公告10・一部改正)

(家族訪問看護療養費附加金)

第33条の5 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合(施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。)にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が1件につき25,000円(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、50,000円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、支給しない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

(平21公告7・追加、平22公告6、平25公告5、平30公告10・一部改正)

(出産費附加金)

第33条の6 出産費附加金は、法第63条第1項の規定に基づき出産費の支給を受

ける組合員に対して支給するものとし、その額は、1件につき20,000円とする。

(平21公告7・追加)

(家族出産費附加金)

第33条の7 家族出産費附加金は、法第63条第3項の規定に基づき家族出産費の支給を受ける組合員に対して支給するものとし、その額は、1件につき20,000円とする。

(平21公告7・追加)

(埋葬料附加金)

第33条の8 埋葬料附加金は、法第65条第1項又は第2項の規定に基づき埋葬料の支給を受ける者に対して支給するものとし、その額は、1件につき50,000円とする。

(平21公告7・追加)

(家族埋葬料附加金)

第33条の9 家族埋葬料附加金は、法第65条第3項の規定に基づき家族埋葬料の支給を受ける組合員に対して支給するものとし、その額は、1件につき50,000円とする。

(平21公告7・追加)

(長期給付)

第34条 組合は、組合員（短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

(平21公告7、令4公告2・一部改正)

第6章 共同業務

(平19公告2・追加)

(共同業務)

第34条の2 組合は、法27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務（以下「共同業務」という。）を行う。

(平19公告2・追加)

第7章 福祉事業

(平19公告2・旧第6章繰下)

(福祉事業)

第34条の3 組合は、次に掲げる福祉事業を行う。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- (2) 組合員の貯金の受入れ又はその運用
- (3) 組合員の臨時の支出に対する貸付け
- (4) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

2 前項に規定する事業について必要な事項は、組合会の議決を経て理事長が定める。

(昭39公告8・追加、昭46公告14、昭51公告6・一部改正、平19公告2・旧第34条の2繰下、平21公告7、令

6公告2・一部改正)

第8章 掛金及び負担金

(平19公告2・旧第7章繰下)

(掛金及び負担金の額)

第35条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分
短期組合員	の	の	の	の	の	の
市長組合員	44.8	8.8	2.26	44.8	8.8	2.26
特定消防組合員						
長期組合員	1,000分	—	1,000分	1,000分	—	1,000分
後期高齢者等短期組合員	の		の	の		の
市長長期組合員	2.59		2.26	2.59		2.26

2 組合は、毎事業年度、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

(昭39公告9、昭40公告4、昭41公告10・一部改正、昭42公告7・削除、昭51公告6・追加、昭55公告14、平7公告5、平8公告4、平9公告2、平10公告2、平10公告6、平11公告2、平12公告4、平13公告2、平14公告2、平15公告4、平16公告2、平18公告2、平19公告2、平20公告11、平21公告2、平21公告7、平22公告4、平23公告3、平24公告5、平25公告5、平26公告3、平27公告3、平27公告12、平28公告4、平29公告4、平30公告3、平31公告2、令2公告2・一部改正2、令3公告2、令4公告2、令5公告2、令6公告2・一部改正)

(任意継続掛金の額)

第35条の2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額（同号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあっては、同項第1号に掲げる額が410千円を超えるときは410千円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。）に1,000分の89.6を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、任意継続組合員標準報酬の月額に1,000分の17.6を乗じて得た額とする。（平21公告7・追加、平24公告5、平25公告5・一部改正、平27公告12・旧第35条の2繰下・一部改正、

平28公告4・一部改正、平28公告10・旧第35条の3繰上、平29公告4、平30公告3、平31公告2、令2公告2、令3公告2、令4公告2、令6公告2・一部改正)

第9章 財務

(平19公告2・旧第8章繰下)

(経理単位)

第36条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、退職等年金預託金管理経理、業務経理、保健経理、貯金経理及び貸付経理とする。

(昭39公告8、昭46公告14、昭51公告6、平7公告5、平19公告2、平27公告3、平27公告12、平29公告12、令6公告2・一部改正)

(資金の繰入れ)

第36条の2 令和6年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、2,135円とする。

(平21公告7・追加、平22公告4、平23公告3、平24公告5、平25公告5、平26公告3、平27公告3、平28公告4、平29公告4、平30公告3、平31公告2、令2公告2、令3公告2、令4公告2、令5公告2、令6公告2・一部改正)

(事業計画及び予算又は決算の公告)

第37条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があったときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

(平21公告7・一部改正)

第10章 監査

(平19公告2・旧第9章繰下)

(監査)

第38条 監事は、法第10条第4項の規定により監査を行う場合のほか、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、及び必要があると認める場合は、臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について、組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(平19公告2、平21公告7、平27公告12・一部改正)

(監査の立会い)

第39条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

(平21公告7、平24公告5・一部改正)

(監事の権限)

第40条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び貯金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(平21公告7・一部改正)

(監査報告書)

第41条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他の必要事項

附 則

1 この定款は、昭和37年12月1日から施行する。

2 削除

(昭61公告8・追加、平7公告5、平8公告4、平9公告2、平10公告2、平10公告6、平11公告2、平12公告4、平13公告2、平14公告2、平15公告4、平16公告2、平18公告2、平19公告2、平20公告11、平21公告2、平21公告7、平24公告5、平25公告5、平26公告3、平27公告3・一部改正、平27公告12・削除)

3 当分の間、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び互選議員であった者でその者の退職のさい当該代議員の属する選挙区に属していたもののうちから選挙」とする。

(平成27公告3・追加)

4 組合は、法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金」という。）を行う。

(平21公告7・追加、平22公告6・一部改正、平27公告3・旧第3項繰下)

5 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が1件につき25,000円（上位所得者に係るものにあつては、50,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

(平21公告7・追加、平22公告6、平25公告5・一部改正、平27公告3・旧第4項繰下)

6 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が50,000円（上位所得者に係るものにあつては、100,000円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち25,000円（上位所得者に係るものにあつては、

50,000 円) 以上のもの (以下この項において「高額療養負担額」という。) が 1 件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額 (以下この項において「特定合算対象額」という。) が 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) 未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に 25,000 円 (上位所得者に係るものにあつては、50,000 円) を加えた額を控除して得た額に相当する額 (100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。) とする。

(平 21 公告 7・追加、平 22 公告 6、平 25 公告 5・一部改正、平 27 公告 3・旧第 5 項繰下、平 30 公告 10・一部改正)

7 前 2 項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が 1,000 円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。

(平 21 公告 7・追加、平 22 公告 6・全部改正、平 27 公告 3・旧第 6 項繰下)

8 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

(平 21 公告 7・追加、平 22 公告 6・一部改正、平 27 公告 3・旧第 7 項繰下)

9 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、次に掲げる事業を行う。

(1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 63 号) 附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業 (以下「経過的長期給付事業」という。)

(2) 地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令 (昭和 53 年政令第 25 号) 第 2 条の規定に基づき、同条第 1 号に掲げる事業その他これに附帯する事業 (以下「財形住宅貸付事業」という。)

(平 10 公告 2・一部改正、平 19 公告 2・旧第 7 項繰上・一部改正、平 21 公告 7・旧第 3 項繰下・一部改正、平 22 公告 6、平 24 公告 5・一部改正、平 27 公告 3・旧第 8 項繰下、平 27 公告 12・全部改正)

10 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第 36 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、」と「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは、「退職等年金預託金管理経理、経過的長期預託金管理経理、」として同条の規定を適用する。

(平 27 公告 12・追加、平 29 公告 12・一部改正)

11 組合の経理単位については、財形住宅貸付事業を行う間、第 36 条中「及び貸付経理」とあるのは、「貸付経理及び財形経理」として同条の規定を適用する。

(平 10 公告 2・一部改正、平 19 公告 2・旧第 8 項繰上、平 21 公告 7・旧第 4 項繰下、平 27 公告 3・旧第 9 項繰下、平 27 公告 12・旧第 10 項繰下)

12 理事長は、財形住宅貸付事業を行う間、財形住宅貸付事業に係る事業計画及び予算を作成し、若しくは変更し、又は決算を完結したときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

(平 19 公告 2・追加、平 21 公告 7・旧第 5 項繰下・一部改正、平 27 公告 3・旧第 10 項繰下、平 27 公告 12・旧第 11 項繰下)

附 則 (昭和 38 年 4 月 1 日公告第 4 号)

この変更は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和38年5月17日公告第8号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和38年2月15日から適用する。

附 則（昭和38年5月17日公告第8号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年2月12日公告第2号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

附 則（昭和39年5月12日公告第5号）

この変更は、昭和39年1月1日から施行する。

附 則（昭和39年7月25日公告第8号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（昭和39年9月21日公告第9号）

この変更は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則（昭和40年7月20日公告第4号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和40年6月1日から適用する。

附 則（昭和41年5月5日公告第4号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年5月20日公告第7号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年11月24日公告第10号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和41年12月1日から適用する。ただし、第35条の改正規定は、昭和41年4月1日から適用する。

- 2 愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日）附則第2項を削る。

附 則（昭和42年4月25日公告第4号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年5月29日公告第7号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和42年12月1日から適用する。

附 則（昭和43年3月8日公告第3号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年7月25日公告第8号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和43年6月30日から適用する。

附 則（昭和43年9月16日公告第9号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和43年9月1日から適用する。

附 則（昭和44年1月28日公告第1号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和43年12月20日から適用する。

附 則（昭和44年3月5日公告第3号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和45年2月10日公告第2号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和45年1月20日から適用する。

附 則（昭和46年2月25日公告第6号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（昭和46年5月6日公告第8号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年8月31日公告第14号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月10日公告第2号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（昭和49年4月30日公告第4号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年7月26日公告第6号）

この変更は、昭和51年6月1日から施行する。ただし、変更後の第35条の規定は昭和52年4月分以後の掛金及び負担金について適用する。

附 則（昭和51年12月6日公告第12号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（昭和53年5月18日公告第3号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月7日公告第3号）

この変更は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月7日公告第4号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和55年1月1日から適用する。

附 則（昭和55年7月17日公告第14号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。

附 則（昭和59年3月6日公告第3号）

この変更は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月7日公告第9号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年3月4日公告第2号）

この変更は、昭和60年3月31日から施行する。

附 則（昭和61年3月10日公告第2号）

この変更は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第9条第2項第2区の表中、及び第32条別表中の刈谷市知立市清掃施設組合の名称を刈谷知立環境組合に改める規定 昭和61年3月1日から施行し、その適用は、刈谷知立環境組合が愛知県知事から許可を得た日

(2) 第3条及び附則第2項から第4項までの規定 昭和61年3月1日

附 則（昭和61年6月9日公告第8号）

1 この変更は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

2 変更後の附則第5項の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について

適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年6月10日公告第7号）

この変更は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成2年3月8日公告第6号）

この変更は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日公告第7号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成5年10月1日公告第9号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成7年4月1日公告第5号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成8年2月29日公告第4号）

- 1 この変更は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項及び附則第2項の規定は、平成8年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年2月27日公告第2号）

- 1 この変更は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成9年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日公告第2号）

- 1 この変更は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成10年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年5月27日公告第6号）

- 1 この変更は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成10年6月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年5月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。（専決年月日 平成10年5月25日）

附 則（平成11年2月23日公告第2号）

- 1 この変更は、平成11年4月1日から施行する。ただし、変更後の第33条第6項の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成11年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年2月29日公告第4号）

- 1 この変更は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成12年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成12年5月23日公告第8号）

この変更は、公告の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年7月3日公告第12号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成13年3月1日公告第2号）

- 1 この変更は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成13年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年2月26日公告第2号）

- 1 この変更は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成14年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年8月21日公告第13号）

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月27日公告第4号）

- 1 この変更は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月5日公告第2号）

- 1 この変更は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成16年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年2月25日公告第2号）

この変更は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月15日公告第3号）

この変更は、公告の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年2月28日公告第2号）

- 1 この変更は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成18年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月14日公告第5号）

この変更は、公告の日から施行し、変更後の愛知県都市職員共済組合定款の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 2 月 28 日公告第 2 号）

- 1 この変更は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条及び附則第 2 項の規定は、平成 19 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 2 月 29 日公告第 11 号）

- 1 この変更は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条及び附則第 2 項の規定は、平成 20 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 10 日公告第 25 号）

この変更は、公告の日から施行し、変更後の愛知県都市職員共済組合定款の規定は、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 3 月 2 日公告第 2 号）

- 1 この変更は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条及び附則第 2 項の規定は、平成 21 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 11 月 4 日公告第 7 号）

この変更は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 22 日公告第 1 号）

この変更は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日公告第 4 号）

- 1 この変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条の規定は、平成 22 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお、従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日公告第 6 号）

この変更は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 1 日公告第 3 号）

- 1 この変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条の規定は、平成 23 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお、従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日公告第 5 号）

- 1 この変更は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日公告第 5 号）

- 1 この変更は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 33 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 33 条の 5 第 1 項並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 平成 25 年 3 月 31 日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金、入院附加金及び結婚手当金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 及び附則第 2 項の規定は、平成 25 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 2 月 20 日公告第 3 号）

- 1 この変更は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 2 月 27 日公告第 3 号）

- 1 この変更は、公告の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 27 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による変更後の第 33 条の 4 第 1 項の規定は、平成 27 年 1 月 1 日から適用する。
- 3 平成 27 年 1 月 1 日以前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。
- 4 第 2 条の規定による変更後の第 35 条第 1 項及び附則第 2 項の規定は、平成 27 年 4 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日公告第 12 号）

変更 平成 28 年 2 月 29 日公告第 4 号

平成 29 年 2 月 28 日公告第 4 号

- 1 この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項の規定は、平成 27 年 10 月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年 9 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 35 条の 2 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用する。
- 4 変更後の第 35 条の 3 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

- 5 前項の場合において、平成 27 年 10 月 1 日前に退職した任意継続組合員の平成 29 年 4 月分から同年 9 月分までの任意継続掛金に係る変更前の第 35 条の 2 の規定の適用については、「施行令第 48 条第 3 項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）第 172 条第 3 項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 27 年政令第 346 号）第 1 条の規定による改正前の施行令第 48 条第 3 項各号」と、「1,000 分の 114.1」とあるのは「1,000 分の 81.0」と、「1,000 分の 13.4」とあるのは「1,000 分の 12.44」とする。

（専決年月日 平成 27 年 9 月 30 日）

附 則（平成28年 2 月 29 日公告第 4 号）

- 1 この変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第35条第 1 項及び第35条の 3 の規定は、平成28年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 6 月 30 日公告第10号）

- 1 この変更は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 7 月 1 日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月 28 日公告第 4 号）

- 1 この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、平成 29 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による変更後の愛知県都市職員共済組合定款の一部変更（平成 27 年 9 月 30 日公告第 12 号）附則第 5 項の規定は、平成 29 年 4 月分以後の任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 12 月 18 日公告第 12 号）

- 1 この変更は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 2 月 28 日公告第 3 号）

- 1 この変更は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 35 条第 1 項及び第 35 条の 2 の規定は、平成 30 年 4 月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年 3 月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 6 月 28 日公告第 10 号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

- 2 変更後の第33条の4第2項、第33条の5第1項及び附則第6項の規定は、平成29年8月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月25日公告第2号）

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項及び第35条の2の規定は、平成31年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月14日公告第2号）

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項及び第35条の2の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月25日公告第2号）

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項及び第35条の2の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月28日公告第2号）議案A

- 1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第35条の2の規定は、令和4年1月1日から適用する。

附 則（令和4年2月28日公告第2号）議案B

この変更は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月24日公告第2号）

この変更は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月28日公告第2号）

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条第1項の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第35条の2の規定は、令和6年3月31日以後に退職した任意継続組合員の同年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同日前に退職した任意継続組合員に係る同年4月以後の任意継続掛金の算定については、この変更による変更前の第35条の2中「施行令第46条の2第1項の規定による」とあるのは「この変更の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における」と、「1,000分の83.6」とあるのは「1,000分の89.6」と、「同項に規定する」とあるのは「施行日の前日における」と読み替えて、同条の規定を適用する。

別表(第32条関係)

豊橋市
岡崎市
一宮市
瀬戸市
半田市
春日井市
豊川市
津島市
碧南市
刈谷市
豊田市
安城市
公立陶生病院組合
衣浦衛生組合
海部地区環境事務組合
尾張東部衛生組合
刈谷知立環境組合
半田常滑看護専門学校管理組合
瀬戸旭看護専門学校組合
尾張東部火葬場管理組合
春日井小牧看護専門学校管理組合
衣浦東部広域連合
東三河広域連合
組合

(昭38公告8、昭39公告2、昭39公告5、昭41公告4、昭41公告7、昭42公告4、昭43公告8、昭43公告9、昭44公告1、昭44公告3、昭45公告2、昭46公告6、昭46公告8、昭48公告2、昭49公告4、昭51公告12、昭53公告3、昭55公告15、昭61公告2、昭63公告7、平2公告6、平3公告7、平5公告9、平12公告4、平14公告13、平17公告2、平17公告3、平18公告5、平20公告11、平22公告1、平27公告3・一部改正)